

ふくおかけん いんしゅうんてん み つうほう  
福岡県では飲酒運転を見かけたときは通報することが  
ぎむづ  
義務付けられています。



いんしゅうんてんつうほうまにゆあるがいこくじんむ  
飲酒運転通報マニュアル (外国人向け)

- 1 飲酒運転とは
- 少しでもお酒を飲んでいる状態、又はお酒が身体に残っている状態で、車を運転することは犯罪です。
  - 自転車も車のひとつなので、飲酒運転をしてはいけません。
  - 罰則、処分
    - 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金など
    - 運転免許の取り消しなど

- 2 こんなときは110番通報してください。
- 車を運転してきた客が酔っている、又はお酒の臭いがする。
  - 買ったお酒を駐車している車の運転席で飲んでいる。
  - 酔っ払いが運転席に乗り込もうとしている。 など
- ～ 福岡県では飲酒運転を見かけたときは通報することが義務付けられています。 ～

- 3 110番通報の仕方
- ① 電話で「110」にかける。
  - ② 電話で警察官から質問されるので、落ち着いて順番に答えてください。
    - ① 車のナンバーや特徴 (色、車名、車の種類など)
    - ② 客 (運転手) の特徴 (性別、何歳ぐらいか、どんな服装かなど)
    - ③ どのような状況か (買ったお酒を飲みながら運転して帰ったなど)
- ～ 日本語での説明が困難な方は、他の方に電話を代わっていただいても構いません。 ～

- 4 おわりに
- 飲酒運転は、死亡事故など大きな事故につながります。  
福岡県では過去に大きな事故が起きており、今も飲酒運転がなくなりません。  
悲惨な事故をなくすために、みなさんのご協力をお願いします。

ふくおかけんけいさつ  
福岡県警察